

第21回 福岡市消費生活審議会 会議録

- ・開催日時 平成27年3月26日（木）午前11時～午後0時
- ・出席委員 11名（欠席3名）
- ・傍聴人 なし

○開 会

市民局生活安全部長 挨拶

議題1 「福岡市消費者教育推進計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施結果概要について

議題2 福岡市消費者教育推進計画の策定について（答申）（案）

○議事要旨

「福岡市消費者教育推進計画」案に対するパブリック・コメントの実施結果概要、及び福岡市消費者教育推進計画の策定について審議し、答申をまとめる。

○審議の概要

議 長：ただいまの事務局の報告に関して、質問や意見を出していただきたい。一つは、パブリックコメントの意見を推進計画の中にどのように取り込むか、ということと、もう一つは、推進計画について、このまま市長に答申していいかということだが、まずは、パブリックコメントについて、質問や意見を自由に言っていただきたい。

A 委 員：意見番号4の「担い手のスキルアップ」について、まさにこれが一番教育を展開するという意味でキーになると思っている。その件についての評価をどうするかということにもつながるが、資料2の市民アンケートについて、一般市民に対するアンケートはこれでいいと思うが、担い手、例えば学校であれば、先生が対象になるであろうし、地域であればどこかの部署になると思うが、担い手への継続したアンケートと二つが必要になるのではないかと思う。その後、担い手のスキルアップがどう変化していったかということも見られるし、目標にするまでないと思うが、いずれにしても、それが大事ではないかと思う。

議 長：この点について、事務局の意見はいかがか。

事 務 局：他の意見についてもそうだが、様々な具体的な意見を市民からいただいた。施策に反映できるものは是非反映していきたい。具体的には、推進計画の中で盛り込んだほうがいいというものについては、

推進計画については、毎年度見直しを行っていくことにしているので、その際に検証していきたいと考えている。

議長：具体的な施策の中で行いたいということだが、A 委員いかがか。

A 委員：実際行動する上で、いずれにしてもチェックしなければならない項目だと思うので、検討していただきたい。

議長：他にないか。無いようなら次の項目に移りたいが、後からでも気になることがあったら意見を出していただきたい。推進計画の文章も含めて、順調にいけば、本日の午後には、市長へ答申することになっている。質問、意見はないか。

B 委員：そのままで問題ないと思うが、今回修正されたところで、31ページの、インターネットの使用に関する取組で、監視・検索を行うと変更しているが、学校非公式サイトの監視・検索を行うと付け加えたということで、厳密にしなくてもいいのかもしれないが、これは、消費者教育とは少し違うことが急に含まれる形になってしまったように思った。

議長：この部分は、教育とは関係が薄いと思われた、という意見だが。

B 委員：書き込みの監視・検索をするということだが、どちらかというところ、児童生徒に対して、こういう風な啓蒙、啓発をするという形で書かれるべきだと思う。実際に監視・検索ということが教育かなと疑問に思った。

議長：児童、生徒、学生に対して、中傷するような記事が非公式サイトに書き込まれると、全国的な話にもなる。私も書かれたことがあるが、全く勘違いなことを書かれても全く無視することになっていた。他の教員も無視することになっていた。ひどいことも、犯罪にかかわるようなことも書かれたりしていた。

事務局：事務局としては、これは担当課からの修正の部分だが、原則としては担当課で行っている事業名または施策名とその内容について、なるべく修正をいれなくて掲載しているが、今の意見にあったように、担当課の施策としては、消費者教育プラスアルファが当然入っているので、そのプラスアルファの部分について、ここに入れ込む必要は確かでない。このことについて審議いただいて、この部分について修正させていただきたい。

議 長：今の意見について、他の方、削除していいのでは、とか、こういう意味であってもいいのでは、という意見はないか。事務局としては柔軟に対応するとのことだが。

あって絶対的におかしいものではないし、かといって、無くても消費者教育に直接関係ないことだし。間接的には、非公式サイトに書き込まれていることは、インターネットの利用において、非常に人権を侵害することも多い。監視せずに放置すると、どんどん書き込んでいいんだ、ということになりかねない。本当にひどいことを書く人がいる。特に匿名で書けるということもある。監視をすることによって教育につながるということでは、一委員の意見としてはこのままでもいいのかなと思う。

C 委員：監視・検索を行うというのは、教育委員会が行う施策だと思うが、監視・検索の結果、ひどい書き込みがあったらどういう風な対処をするという、そこまで書かなければならなくなってくるので、そうなるとう教育の推進にはかかわってこないのではないかなと思う。学校の裏サイトなど、たぶん教頭先生などが、見られていると思うが、あまりひどいものはサイトの運営者などに削除を求めたりしたりしていると思う。これを計画に書くと監視とか検索に反応をしめされる。ここはいらぬのかなと思う。啓蒙活動としての事業が教育推進計画としては妥当だと思う。

議 長：そろそろまとめようかなと思うが、今のところ私以外は無くてもいいという意見だが、確かに監視という言葉が、ドキッとす。教育推進の中に監視というのは馴染まないか。担当課に納得してもらえぬならば、確かに削除されてもいいかなと思う。

事務局：担当課は同じ部内にあり、そのあたりは柔軟に対応できる。委員も言われた通り、監視という言葉は非常にきつい、厳しい言葉になっている。警察でサイバーパトロールというのをやっている。そういうところから、この事業はきているのだが、ここに相応しい言葉かと言われると、首をかしげるところはあるので、ここは皆さんの削除したほうがいいという意見があるのならば、柔軟に対応させていただく。

議 長：では、私も確かに監視という言葉は気になるので、先ほどはあってもいいと言ったが、私もこの部分については、削除してもいいと変えたい。他に意見がなければ、これは削除ということで事務局にお願いしたい。

事務局：了解した。

議長：他に気付いた点はないか。

D 委員：18ページと19ページ、パブリックコメントを反映した部分で、「スキルアップ」という横文字が気になった。何かわかりやすい日本語があれば、日本語がいいと思う。一般的に「資質の向上」とか、言い換えられると思う。パブリックコメントで反映した、担い手のスキルアップへの支援、自体については非常に歓迎するし、この項目の追加について、異存はないが、「スキルアップ」という言葉が、他のいい言葉にならないか気になった。このままでも構わないが、あれば、検討願いたい。

議長：他の委員はいかがか。

E 委員：「スキルアップ」そのものは、もう日本語になっていると思う。

議長：事務局としてはどう思うか。

事務局：国の基本方針等では、「人材の育成」ということでまとめてあるが、そうすると、この部分の趣旨とは離れてしまうと思う。パブリックコメントでいただいた意見のとおり、「スキルアップ」という表現にさせていただいている。

議長：確かに「育成」というのは違う。「技能」というのも違う。アップなので向上だと思うが。

D 委員：置き換えるなら、「資質の向上」だと思うが、それだとやはりわかりにくい。E委員が言ったように、「スキルアップ」のほうが落ち着くのもかもしれない。

事務局：辞書等を調べてみると、「スキルアップ」という言葉はもうすでに載っているので、日本語として通用しているようだ。技能とか能力の向上という意味で使われているので、採用させてもらっているが、いかがか。

議長：では、そのとおりにしたい。ほかに意見はないか。

E 委員：成果指標を修正している件で、「心がけている」市民の割合の目標値を40%から50%に修正するということは問題ないが、「どちら

かといえば心がけている」の目標値を40%に修正しており、現状値の46.6%から下がってしまっているのがひっかかる。「どちらかといえば心がけている」は、「心がけていない」よりも、進んだ評価であり、その目標値を現状値より減らすのはどうかと思う。数字のあやということであろうが、「心がけていない」を減らして、「どちらかといえば心がけている」を増やす、という方向に持っていくのが通常の流れではないだろうか。みなさんどう思われるか。

D 委員：前回の審議会でも80%が90%でいいのか、と意見を言ったのだが、今回付帯意見が付いたので、今、E 委員が言われた心配も含めて、付帯意見の中でより具体的なアンケートを取られるということなので、その中で5年の中の4年間の検討事項ということやっていただければ、いいのでは。E 委員が言われる、底上げで数字が上がっていくべきだということは解決されるのではないだろうか。私は付帯意見で前回の意見は反映されているのではないかと思います。

議 長：修正のままでよいということか。

D 委員：はい。

議 長：両方の意見が出ているが、「心がけている」人も増やしたいが、「どちらかといえば心がけている」人ももっと増やしたいという意見だが、これも最初に数字のあやとおっしゃったが、確かにそうだが、きりがないかもしれない。

F 委員：4年間の中で、最初は「どちらかといえば心がけている」の方が多かったのが、次第に積極的な「心がけている」の方が多くなっていくイメージだと思う。全体の数字を持ち上げていくというイメージだったら、これで特段問題はないと思う。

G 委員：私も、付帯意見があるのでいいと思う。

議 長：事務局から補足説明はないか。

事務局：数字の変更については、議会にも、パブリックコメントをする前に計画案の報告を行ったのだが、やはりこの指標について意見が出た。当初、「心がけている」を40%、「どちらかといえば心がけている」を50%としていたのだが、議員から、「心がけている」を50%にして、しっかりやりなさいという意見を言われた。それも踏まえて、トータルで90%という曖昧な数字ではなく、内訳を出し、出した

以上は50%という高い目標を設定するという修正案にした。ただ、E委員の意見も理解できるので、例えば検証をするときに、最終的に、「どちらかといえば心がけていない」「心がけていない」の数字も出てくるので、そのあたりも明記する形で、経緯がわかる形で、データを提供していきたいと思う。

E委員：付け加えるなら、現状値というのは、これ以外の17%が「心がけていない」人ということになるが、それが、減って10%になった、という数字が入ると、なるほど、そこは減って、上に上がったんだなというのが、非常にわかりやすいと思う。ぱっと見てわかりにくい、というところにギャップを感じたのだが、それが、わかりやすくなるようにしていただきたい。

事務局：今後、この審議会の中で検証していくことになるので、きちんと全体が見える形で正確に示していきたい。

議長：それでは、修正通りでお願いしたい。他にないか。

E委員：資料1の意見番号11のところ、意見に対する考え方について、内容としてはしっかりしているのだが、講師派遣のシステムについてより良い方法を検討していきたいと書かれているが、講師派遣のシステムというのは、なにかピンと来ない。現状どうなっているのか、と感じるのではないか。その下の意見番号12の「最も効果が得られると思われる講師を選定してまいります」について、最も効果が得られると思われる講師とはどういう基準なのか、という疑問を感じた。もう少し具体的な基準などを示せないのか。

事務局：まず、講師派遣のシステムについてだが、学校における消費者教育の支援についていただいた意見だが、今年度26年度において、中学校に専門の消費生活相談員を派遣して、授業の一環として消費者教育を行った。今年度を踏まえて、中学校、教育委員会の意見を聞いて、もっといい方法を考えていきたいと思い、こういう表現になった。関係局と話し合いながらより良い方法を検討していくということで考えている。その下の最も効果が得られる講師の部分だが、前段で述べているとおり、市役所全体で出前講座を行っているが、出前講座については基本的には講師は市の職員ということになっている。例えば、消費生活センターの「だまされんばい」の出前講座については、やはり専門家のほうが講師として相応しいだろうということで、専門の相談員の派遣を行っている。そういった意味も踏まえてこの表現にさせていただいている。

E 委員：講師派遣のシステムについては、消費生活センターでは、現状では相談員の方が派遣されているということに対して、もちろんそれも含めて、どういうシステムにするかをより良い方法を検討していくということか。

事務局：言葉が足りなかったが、講師派遣については、センターの相談員ではなくて、新たに委託契約を行って、委託先から資格を持った相談員が派遣されたというシステムだった。それを踏まえて、より良い方法を具体的な施策の中で検討していきたい。

C 委員：意見に対する考え方の中で、「それぞれの関係局において、最も効果が得られる」について、関係局というと、教育委員会とか環境局とか、金銭教育では財務省とかをイメージしているが、そういった時の講座のテーマについて、最も効果が得られると、言葉を補足すればいいのではないか。E委員の言うように現状ではわかりにくい。関係局がどのイメージなのか、講座のテーマについて最も効果が得られると思われる講師であれば、外部の消費者団体等にも委託する可能性があるということと理解できるようになると思う。そういう意味でいいだろうか。

E 委員：それが言葉として入ってくるとわかりやすいと思う。

事務局：イメージはおっしゃるとおりだ。よろしければ言葉を付け加えさせていただきたい。

議長：言葉を付け加えることは問題ないと思われるが、みなさんいかがか。反対はないようなので、それを付け加えていただきたい。あったほうが、よりわかりやすいと思う。

議長：他に意見はないか。答申については最後の審議となるが、翌年以降も絶えず見直しながらいくので、その時には活かせると思う。

H 委員：計画の3ページの図表にある推進会議について、前回の会議のあと、弁護士会の中で、消費者安全法で見守り体制のようなものを作るという話を聞いたが、私ははっきり消費者教育のことかと思ったが、消費者教育ではない。判断能力が落ちてしまった本人ではなく、例えば地域包括支援センターの職員などが、いかに見守りをしやすいようにするか、そういった見守り体制のための研修、教育という言い方をしていた。それは消費者教育とは別物だと説明されていた。これまで消費者教育部会で、高齢者向けの啓発について、見守りを

する人たちにアクセスをすることが大事だと話し合ってきたが、それとかぶって聞こえた。ここで質問することではないのかもしれないが、この別枠であろう消費者安全法の会議と消費者教育の会議が、呼ばれる人たちがほとんど重なっていると思うが、呼ばれる人にとっては、どう違うのかわからないと思う。たぶん行われる内容はほとんど一緒だと思われる。私たちはこれを消費者教育と呼んでいる。特に高齢者については。あちらは、違う法令に基づく見守り体制の構築で、また別々で動く、もったいないというか、ロスがあるというか、エネルギーもマンパワーも分散してしまっていて、別々のところで別々のことやっているけれど、本当は一緒のことをやっている、ということだろうか。関連についてどのように考えたらいいのか。

事務局：高齢者等への啓発については、この推進計画の中でも重点目標に掲げている。その中で連携ということも挙げているが、今のところ福祉関係者との連携ということで、今現在すでに高齢者と関わりのある、ヘルパーやいきいきセンターの職員などを想定した形で連携をしっかりとやっていこうと考えている。そもそも高齢者の消費者教育は、被害にあわないということが大事なので、もっと広い範囲の見守り体制の必要性を事務局としても認識している。それについては推進会議の中の高齢者・障がい者を所管する部局ともこれまでも十分に協議させていただいてきているので、今後そのあたりも踏まえて、消費者教育推進計画を広げる形でやっていければと思っている。所管局と連携・確認しながらロスがないように進めていきたい。

A 委員：今の件で、私は地元の校区で地域包括ケアシステム事業のモデル事業を1年やってきたが、2年目になって具体的な案に展開している。これは認知症を中心とした見守りになるが、実際には悪質商法のことも当然入ってくる。動いているのは地域で、最終的には、見守り体制を作っていかななくてはいけない。それにいろいろな教育とか推進していただけたら、見守り体制があって、そこに担い手として展開していただければ非常に有効ではないか。どっちみち対象は変わらないので、そこに対しての教育をやっていくと割り切っていただくといいのではないかと私は認識している。

C 委員：県の事業で、サポーターや見守り事業に関わったのだが、民生委員や社会福祉協議会、生協連に集まっていたら、視点としては、トラブルがあったときにどうつないでいくか、という見守りである。教育からいうと、ちょっと違う。もちろんその中でサポーターを教育するという事業もあるが、悪質商法の情報の紹介などもあるが、どちらかといえば、つないでいく、そこから消費生活センターにつ

ないでいくということが行われている。連携の中で、それができるという視点があれば十分かなと思う。

議 長：他に意見はないか。答申としては、他の自治体より検討の時間をかけて作成しているので、まず第一段階としては、この会議の中で仕上げてしまいたい。それでも間に合わないものは次年度にも活かしていけるという柔軟な計画であるので、そうしていただければと思う。では、これまでの審議で若干の修正があったが、それについては事務局で修正し、市長へ答申していただき、市民に公表していただきたい。いろいろと意見をいただき、ありがとうございました。今日の審議は終了したい。長時間にわたり重要な消費者教育推進計画について審議に協力いただきありがとうございました。

事務局：修正箇所について、確認したい。パブリックコメントの意見に対する考え方のところで、最後のところで、「最も効果が得られる」の前に「講座のテーマについて」を加えさせていただく。一番最後の資料になるが、事業一覧の中で番号91について修正後の文案の、「また、学校非公式サイト等の～」の部分は削除させていただく。それに伴い、答申の推進計画の文言も修正させていただく。みなさんありがとうございました。本日の意見を取りまとめて、本日14時、会長から市長の代理として市民局長へ答申を手交することになっている。

以上。